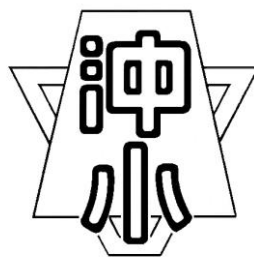


令和8年度

沖代小学校



# 危機管理マニュアル



★中津市立沖代小学校★

大分県中津市中央町2丁目3番33号

TEL 0979-24-0706

## 《目次》

本校の危機管理マニュアルの目的と運用指針

① 緊急事態発生時の緊急連絡体制	1 P
② 事件・事故の緊急事態発生時の対処，救急	2 P
③ 不審者の進入防止と不審者を発見した場合	3 P
④ 校内での事件事故などの緊急事態発生時の対処，救急	4 P
⑤ 自然災害（大雨，大雪，台風，津波等）時の緊急対応	5 P
⑥ 災害時の対応及び児童引き渡しや待機方法	7 P
⑦ 児童が学級や学校からいなくなった場合	8 P
⑧ いじめや暴力を発見した場合	8 P
⑨ 児童が授業中，指導に苦慮する行為をした場合	8 P
⑩ 喫煙やシンナー吸引の児童生徒を発見した場合	9 P
⑪ 学校で金銭や物が紛失した場合	9 P
⑫ 児童の「あざ」や「傷」等を発見した場合	10 P
⑬ 児童に関しての問い合わせがあった場合	10 P
⑭ 児童生徒が急に不登校傾向になった場合	10 P
⑮ 動物が死んでいるのを校内で発見した場合	11 P
⑯ 新型インフルエンザ等発生時の対応	12 P
・ 食物アレルギー対応・頭部対応	13 P
・ 熱中症対策・対応	16 P
・ 下校後に不明になった児童への対応	19 P
・ 登下校後中の事故危機管理マニュアル	20 P
・ 新たな危険が起きた場合 J アラート	21 P
・ その他（清掃時の転落防止、南海トラフ対応等）	23 P～

本校の危機管理マニュアルの目的と運用方針

文部科学省のガイドラインに基づき、本校の危機管理の根幹となる基本事項を以下の通り定めます。本ページをマニュアルの冒頭（目次の前）に挿入することで、学校保健安全法に基づく適切な運用を担保します。

## 1. 目的と位置付け

**法的根拠：**本マニュアルは、学校保健安全法第 20 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として、児童及び教職員の安全確保を目的に策定したものである。

**関連計画との連携：**本校の「学校安全計画」に基づき、危機発生時の具体的な行動指針を定める。また、中津市の地域防災計画等とも整合を図るものとする。

## 2. 危機管理の基本方針

**人命尊重の最優先：**いかなる事態においても、児童及び教職員の生命の安全を最優先事項として行動する。

**組織的対応の徹底：**個人の判断に頼らず、管理職（校長・教頭）への迅速な報告・連絡を行い、組織として一貫した対応を行う。

**状況に応じた柔軟な判断：**マニュアルはあくまで指針であり、想定外の事態においては「人命保護」を軸に、その場の状況に応じた最善の判断を下す。

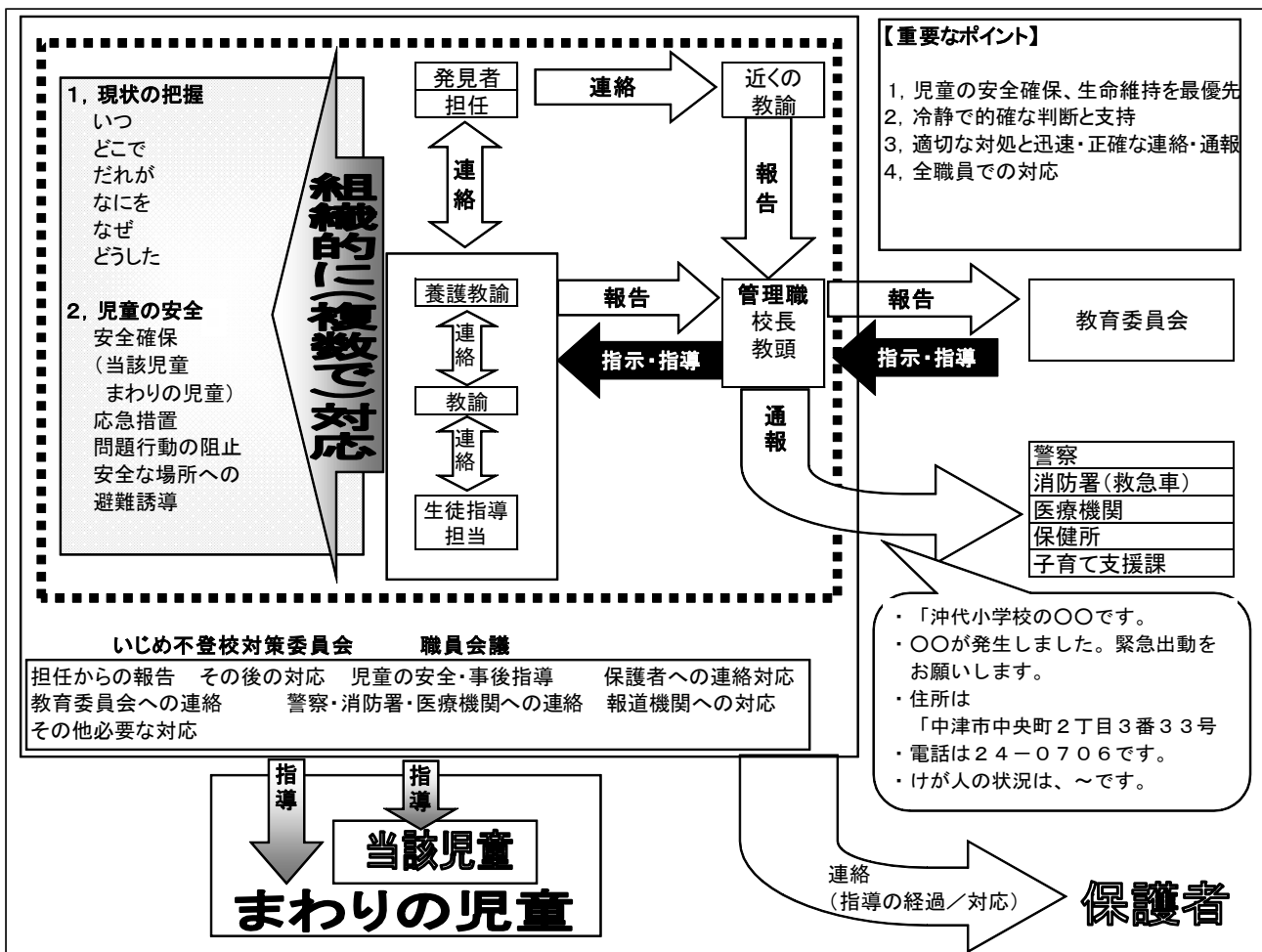
## 3. 運用・周知・見直し

**教職員への周知：**年度当初の職員会議や校内研修を通じて、全教職員で内容を共有し、各自が即座に参照できる状態を維持する。

**保護者・地域との共有：**個人情報や防犯上の機密事項に配慮した「公開用マニュアル」を作成し、学校ホームページ等で公開することで、家庭・地域との連携を図る。

**継続的な改善：**毎年度末の定期見直しに加え、避難訓練の実施後や事件・事故の発生後には必ず検証を行い、実効性を高めるための改訂を随時行う。

# ① 緊急事態発生時の緊急連絡体制



※状況に応じ発見者が直接通報

- ・発見者は、近くの教員を通じて、管理職へ報告。
- ・状況の把握・児童の安全確保・応急処置を行う。
- ・事故連絡を受けた教職員は、管理職に報告。
- ・管理職は中津市教育委員会へ第1報を入れる。
- ・管理職は教育委員会へ連絡。養護教諭・生徒指導主任・担任・各教諭と連絡を取りながら指示。
- ・各教職員は、組織的に、複数で対応する。(当該児童およびまわりの子の指導)
- ・養護教諭は児童のけがの状況を聞きながら、応急措置を行う。
- ・場合によっては、養護教諭は児童を病院に連れて行く。
- ・緊急を要する場合は、校長の判断で救急車を要請する。
- ・担任は保護者に連絡する。
- ・必要に応じて、関係諸機関（警察等）への連絡を行う。
- ・職員会議で今後の対応を検討。
- ・教頭は報告書を作成し、教育委員会に提出する。

※校長・教頭が不在の場合の代行順位 (校長→教頭→教務→生活指導主任→該当学年の学年主任)

## ②事件事故の緊急事態発生時の対処、救急

### (事件・事故)

#### (1) 事件防止のために

- ① 保護者と関係を深め、児童を守るための情報が入りやすくする。
- ② 命の大切さ・社会性（ルール）・命を守る学習を定期的実施し、自己防衛意識の高揚を図る。
- ③ 児童の生活・安全面に留意し、日常の生活場面の中で指導を行う。
- ④ 環境や用具の保管に留意する。
- ⑤ 活動内容に応じた保険加入を確認する。

#### (2) 事件・事故が発生した場合

- ① 事件・事故当事者の児童の状況を確認し、管理職に報告・連絡する。
- ② 複数の職員で対応する。
- ③ 負傷者がいる場合は、養護教諭がその状況により応急措置を行う。
- ④ 関係機関と連絡をとり、救急車などの出動を要請する。
- ⑤ 当事者の児童の保護者に連絡する。（けがの発生状況・負傷の状況・搬送先）
- ⑥ 必要に応じて、児童を教室に待機させる。  
※病院への搬送を判断する場合、可能な限り保護者の希望する病院を選択する。



1 ページの対応へ

#### (3) 事件後

- ① 対策本部の設置、各機関との連絡を取り指導を受ける。
- ② 情報の整理と事実確認をする。
- ③ 翌日からの学校運営、児童保護者への対応を検討する。
- ④ 児童・保護者への心のケアの方法を検討する。
- ⑤ 負傷した児童が出た場合は、病院や家庭を訪問し、心身両面の様子を把握する。
- ⑥ 窓口の一本化（児童のプライバシーの保護、子どもの動揺を防ぐ）
- ⑦ 保護者への説明会を持つ。
- ⑧ 再発防止に向けて、事実・原因を見直し、今後の対策を検討する。
- ⑨ 正常な学校運営に向けての取り組みを検討する。
- ⑩ 事故報告書の作成と提出を行う。

### ③不審者の進入防止と不審者を発見した場合

#### (1) 事件防止のために 〈3段階のチェック体制〉

A 校門	必要に応じた開閉
B 校門から校舎の入り口まで	来校者への案内・指示板の設置
C 校舎への入口	玄関での来訪者の確認 来校者名札の着用

- ・名札のない来校者への、全職員による積極的な声かけ（あいさつ）。  
（例）こんにちは。来校者用の名札の位置がわかりにくかったですよね。案内いたします。
- ・不審者進入時の対応能力強化についての職員研修
- ・スクールサポーター(警察署)との連携

#### (2) 不審者を発見した場合

- ① 近くの子どもに職員室に行くように指示する。  
不審者から目を離さずに、他の職員に連絡する。**（できるだけ一人では対応しない。）**
- ② 不審者を子どもが発見した場合は、近づかないで教職員に伝えるよう指導しておく。
- ③ 放送で不審者の侵入を連絡する。

（不審者用の放送）「〇〇にハチが1匹入ってきました。△△に逃げてください。」

1 ページの対応へ

#### (3) 不審者が子どもや教職員に危害を加えようとしている場合（または、加えた場合）

- ① その場でとれるあらゆる方法で、他の職員に知らせる。  
（大声を出す、非常ベルを鳴らす、ガラスを割る、放送で不審者の侵入を連絡する等）
- ② 不審者の行動を妨害しつつ、子どもの避難指示を行う。
- ③ 負傷者を保護する。

1 ページの対応へ

#### (4) 対不審者について

- ① すぐに職員室へ連絡する。
- ② 子どもを遠ざけ、安全を確保する。
- ③ 可能な限り**複数で対応**する。応援や関係機関の対応を待つ。
- ④ 不必要な刺激をしない。

#### (5) 子どもの避難

- ① 避難誘導後、すぐに人員確認する。
- ② 保護者に連絡し、児童を引き渡す。（引き渡せたかのチェック）

#### (6) 事件後

- ① 対策本部の設置、各機関との連絡を取り指導を受ける。
- ② 情報の整理と事実確認をする。
- ③ 翌日からの学校運営、児童保護者への対応を検討する。
- ④ 児童・保護者への心のケアの方法を検討する。
- ⑤ 負傷した児童が出た場合は、病院や家庭を訪問し、心身両面の様子を把握する。
- ⑥ 窓口の一本化（児童のプライバシーの保護、子どもの動揺を防ぐ）
- ⑦ 保護者への説明会を持つ。
- ⑧ 再発防止に向けて、事実・原因を見直し、今後の対策を検討する。
- ⑨ 正常な学校運営に向けての取り組みを検討する。
- ⑩ 事故報告書の作成と提出。

## ④校内での事件事故などの緊急事態発生時の対処、救急 (地震・火災)

### (1) 事故防止のために

- ① 火災の原因となる物の安全性を定期的にチェックする。
- ② 室内外の落下物の危険はないか定期的にチェックする。
- ③ 避難・連絡システムの学習をする。

### (2) 地震が発生した場合

- ① 担任は、児童を机やテーブルの下にもぐらせ、**落下物に対しての防御措置**を行う。
- ② 地震がおさまるまで、そのまま待つ。
- ③ 職員室の職員は、状況を確認し放送する。
- ④ 必要により、児童の避難を行う。「お・は・し・も」
- ⑤ 休日、週休日等で、震度5以上の地震が発生した場合、管理職は学校に集合する。

#### 1 ページの対応へ

### (3) 火災が発生した場合

- ① **すぐに職員室へ連絡**する。
- ② 放送にて、**火災発生と発生場所を知らせ、避難指示**を出す。
- ③ 消防署に通報する。
- ④ 児童・職員は、すばやく並び、避難する。「お・は・し・も」の約束を思い出させる。
- ⑤ 避難場所では、ただちに児童の人数確認を行い、校長に報告する（学年長→校長）。
- ⑥ 負傷者が出た場合は、すぐに救急車の出動を要請する。
- ⑦ 児童の安全を確保しつつ、初期消火と重要書類の搬出を行う。
- ⑧ 保護者に連絡し、児童を引き渡す。（引き渡せたかのチェックをする。）

おさない。  
はしらない。  
しゃべらない。  
もどらない。

#### (4) 事件後

- ① 対策本部の設置、各機関との連絡を取り指導を受ける。
- ② 情報の整理と事実確認をする。
- ③ 翌日からの学校運営、児童保護者への対応を検討する。
- ④ 児童・保護者への心のケアの方法を検討する。
- ⑤ 負傷した児童が出た場合は、病院や家庭を訪問し、心身両面の様子を把握する。
- ⑥ 窓口の一本化（児童のプライバシーの保護、子どもの動揺を防ぐ）
- ⑦ 保護者への説明会を持つ。
- ⑧ 再発防止に向けて、事実・原因を見直し、今後の対策を検討する。
- ⑨ 正常な学校運営に向けての取り組みを検討する。
- ⑩ 事故報告書の作成と提出。

### ⑤ 自然災害時の緊急対応

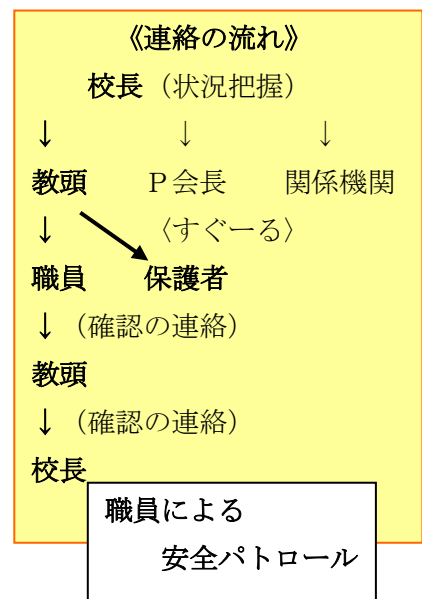
#### （大雨・大雪・台風・津波など）

##### (1) 事故防止のために

- ①危険箇所や一人区間を把握する。
- ②登下校指導・安全パトロールを定期的実施する。
- ③通学路の状況を定期的に確認し、危険と思われる場合は、関係機関に連絡を取り対応を要請する。
- ④地域安全協会・保護者の登校指導・駐在所と連絡を取り合う。

##### (2) 大雨・大雪・台風などが予想される場合

- (ア) 校長は、近隣校・市教委と連絡を取り地域の状況を把握する。
- (イ) 校長は、登下校の変更を判断する。  
(登校の場合は、朝6:00の時点で判断する。)
- (ウ) 校長は、教頭と各教育機関に連絡をする。
- (エ) 教頭は、職員に連絡する。(すぐーる・職員連絡による)
- (オ) 教頭は、保護者に連絡をする。(すぐーる・保護者連絡による)
- (カ) すぐーる未登録者は、担任(または学年部)が連絡をする。
- (キ) 教頭は、校長に確認の連絡をする。
- (ク) 登下校時に注意を要する場合は、職員は安全パトロールを行う。



(3) 登下校時に自然災害における事故が発生した場合

- (ア) 事故当事者の児童の状況を確認し、校長（教頭）に連絡する。
- (イ) 職員は緊急集合し、複数の職員で対応する。
- (ウ) 養護教諭がその状況により負傷者の応急措置を行う。
- (エ) 関係機関と連絡をとり、状況に応じて救急車などの出動を要請する。
- (オ) 当事者の児童の保護者に連絡する。
- (カ) 必要に応じて、全保護者に連絡をし、全児童の安全を確保する。

## ⑥災害時の対応 及び 児童引き渡しや待機方法

予想される災害

地震, 大雨による水害, 台風, 落雷, 積雪, 山やがけ崩れ 等

対応について

在宅中

保護者が危険と判断した場合

登校させない

学校に電話連絡を

登下校中

児童が危険と感じた場合

近くのひなん場所などにひなん

《指定避難所・臨時避難所》

	中央町1丁目	中央町2丁目	沖代町1丁目	沖代町2丁目
指定避難所	中津北高校	沖代小学校	沖代公民館	沖代郵便局
臨時避難所	豊陽中学校 保健所 児童相談所 労金	沖代幼稚園 中島仏壇店 生木材木店 ママン	セントラルゴルフガーデン 沖代保育園 東九州龍谷短期大学 教育福祉センター	淵野歯科 セブンイレブン沖代 小倉精密機械 長野歯科

※避難場所の位置については、「中津市防災マップ」を参照。

在校中

状況に応じて学校が責任を持って対応

児童の待機方法について

災害があった場合、安全が確認されるまで学校で待機

児童の引き渡し方法について

保護者への児童引き渡しについては、別紙参照

連絡について

連絡システム〈すぐーる〉にて対応

## ⑦児童が学級や学校からいなくなった場合

### (1) 防止のために

- ①観察・対話により予兆の発見・早期の指導

### (2) 発生した場合

- ①情報収集（健康観察・出席確認・兄弟姉妹に確認・家庭に確認）
- ②搜索
- ③保護できない場合は1ページの対応へ

### (3) 事故後

- ① 全校児童への指導

## ⑧いじめや暴力を発見した場合

- ・沖代小学校いじめ防止基本方針に基づいて対応

## ⑨児童が授業中、指導に苦慮する行為をした場合

### (1) 防止のための指導

- ・ひとりひとりが大切にされる学級経営に努める。

### (2) 発生した場合の対応

- ・近くの教員に連絡。
- ・該児童は別室で指導 1ページの対応へ

### (3) 事後の指導

- ・家庭訪問し、指導の経過や対応策等について連絡。
- ・保護者を交えて今後の対応を話し合う。
- ・結果を管理職へ報告。
- ・職員会議で今後の対応を話し合う。
- ・継続した指導を行う。

## ⑩喫煙やシンナー吸引の児童を発見した場合

### (1) 防止のための指導

- ・生命の大切さを指導し、人権を尊重する態度を育てる。
- ・一人ひとりが大切にされる学級経営に努める。

### (2) 発生した場合の対応

- ・問題行動等を発見または、連絡を受けた者は、問題行動を阻止。
- ・[1ページの対応へ](#)

### (3) 事後の指導

- ・家庭訪問し、指導の経過や対応策等について、家庭へ必ず連絡。
- ・保護者を交えて今後の対応を話し合う。
- ・結果を管理職へ報告。
- ・職員会議で今後の対応を話し合う。
- ・継続した指導を行う。

## ⑪学校で金銭や物が紛失した場合

### (1) 防止のための指導

- ・生命の大切さを指導し、人権を尊重する態度を育てる。
- ・金銭やものの大切さを指導。
- ・一人ひとりが大切にされる学級経営に努める。

### (2) 発生した場合の対応

- ・「いつ」「どこで」「なにが」「どれくらい」紛失したのか状況を把握。
- ・再度搜索。事実確認。
- ・[1ページの対応へ](#)

### (3) 事後の指導

- ・家庭訪問。保護者へ事実の報告をし、今後の対応を協議。
- ・結果を管理職へ報告。
- ・職員会議で今後の対応を話し合う。
- ・継続した指導を行う。

## ⑫児童の「あざ・傷」等を発見した場合

### (1) 防止のための指導

- ・観察・対話により予兆の発見・早期の指導

### (2) 発生した場合

- ・民生委員や地区の人からの情報収集
- ・教育委員会への報告
- ・子育て支援課・児童相談所へ通告
- ・配慮の上、「あざ」「傷」の写真を撮る

## ⑬児童に関する問い合わせがあった場合

- ・個人情報に関することは答えない。(住所、電話番号、家族構成)
- ・それ以外で答える必要がある場合(相手の身分を確認してから)

## ⑭児童が不登校傾向になった場合(初期段階)

### (1) 防止のための指導

- ①生命の大切さを指導し、人権を尊重する態度を育てる。
- ②一人ひとりが大切にされる学級経営に努める。

### (2) 発生した場合の対応

- ① 家庭訪問
  - ・子どもの様子や願いを知る。
  - ・保護者の願いや悩みを知る。
- ② いじめ不登校対策委員会・職員会議で事実確認と今後の方向を協議。
- ③ 家庭訪問
  - ・今後の方向について話す。
  - ・必要に応じて、他の機関を紹介する。
  - ・教育委員会への報告を行う。

## ⑮動物が死んでいるのを校内で発見した場合

### (1) 児童への指導

- ・学校の中外を問わず、動物の死体には触らないように指導しておく。

### (2) 数や状態に異常を感じた場合の連絡先（野鳥の複数死以外）

- ① 教育委員会へ報告をする。
- ② 中津保健所（衛生課）に連絡を入れる。

### (3) 野鳥の複数死

- ① 教育委員会へ報告をする。
- ② 宇佐家畜保健衛生所へ連絡をいれる。

## ⑯新型インフルエンザ等が発生した場合

### (1) 予防のために

- ・学校では うがい、手洗いを励行する。
- ・家庭にもうがい、手洗いを呼びかける。
- ・生活習慣の改善
- ・教室の喚起をよくする。

### (4) 発生した場合

- ・状況に応じて校医と相談し 「早く帰す」「出席停止」「臨時休業」等の対応を行う。
- ・出席停止の場合は 「出席停止のお知らせ文書」及び「休み中の生活面・学習面についての・お知らせ文章」を配信または配布する。
- ・教育委員会へ報告

# 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーとは… 特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器  
あるいは全身性に生じるアレルギー反応のこと

【症状】 軽度 → じんましん、かゆみなど 重度 → アナフィラキシーショック  
※食物アレルギーの約 10%が アナフィラキシーショックまで進んでいる

【治療（予防）】 「原因となる食物を摂取しないこと」が唯一の方法

**※運動誘発性食物アレルギー…原因食品を食べる + 運動…×**

⇒ どちらかなら大丈夫（食べるか運動するかを選ぶ）

## 学校給食での対策

- ① 児童の食物アレルギーに関する正確な情報の把握  
(学校給食に関する食物アレルギー調査集計より)
- ② 教職員全員の食物アレルギーに関する基礎知識の充実と共通理解
- ③ 食物アレルギー発症時にとる対応の事前確認（年度初めに確認済）
- ④ 危機意識の共有

共通理解・・・除去食を要する子には、原因食品の除去を徹底させる

- ・保護者からの連絡を確認する
- ・除去が必要か給食献立表を確認する
- ・配膳後、除去されているか、必ず確認する
- ・給食後の体調に変化がないか確認する

代替食がないため、  
自己除去か  
その給食は食べない  
(場合によって弁当持参)

### エピペンを処方されている児童の給食について

- ・成分表を保護者と学校でダブルチェック職員室にファイル
- ・教室等の献立にチェック

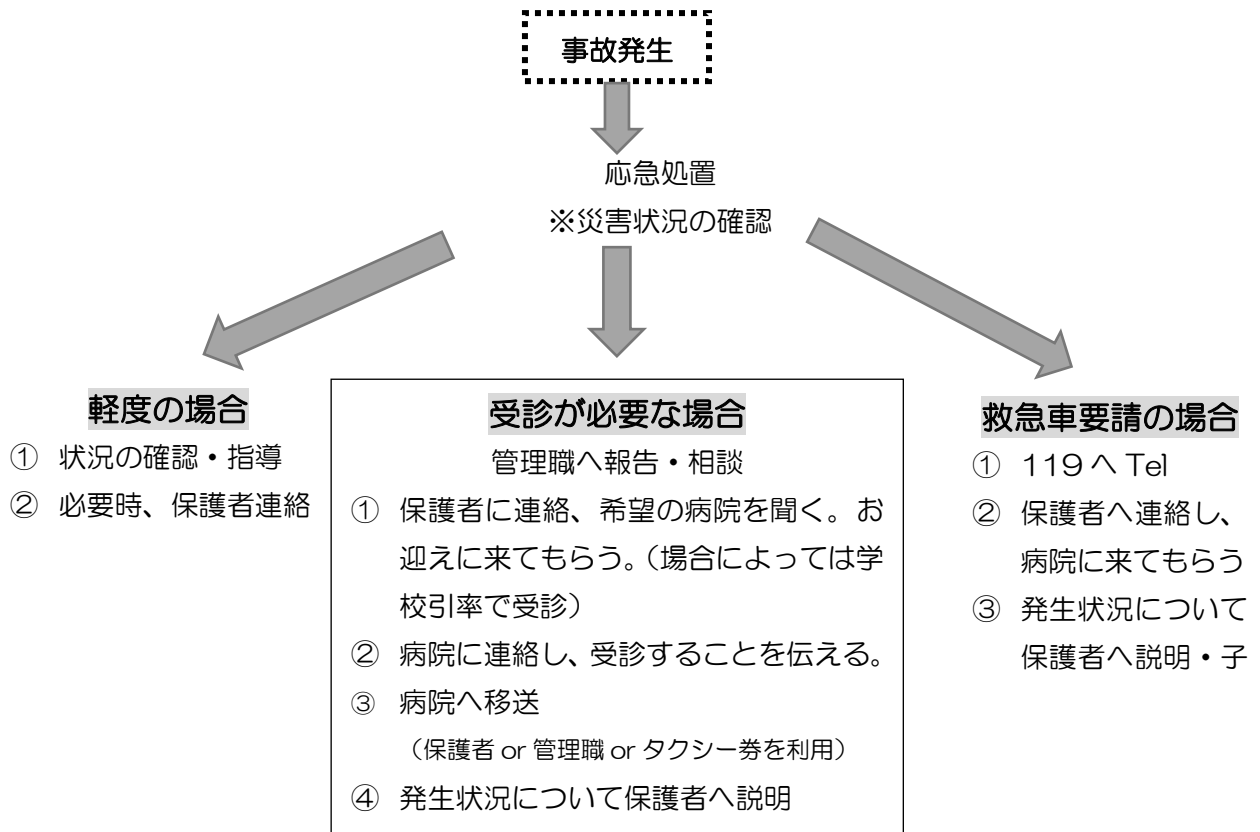
### エピペンを処方されている児童のランドセル配置について

- ・ランドセルの位置がわかり、すぐ取り出せるようにする

### エピペンや内服薬の管理について

- ・基本的にはランドセル保管（小物を入れるところ）の上→症状出現後すぐに内服させることができる、他人の内服薬やエピペンを使用することがない

○事故発生時の対応(受診する場合)

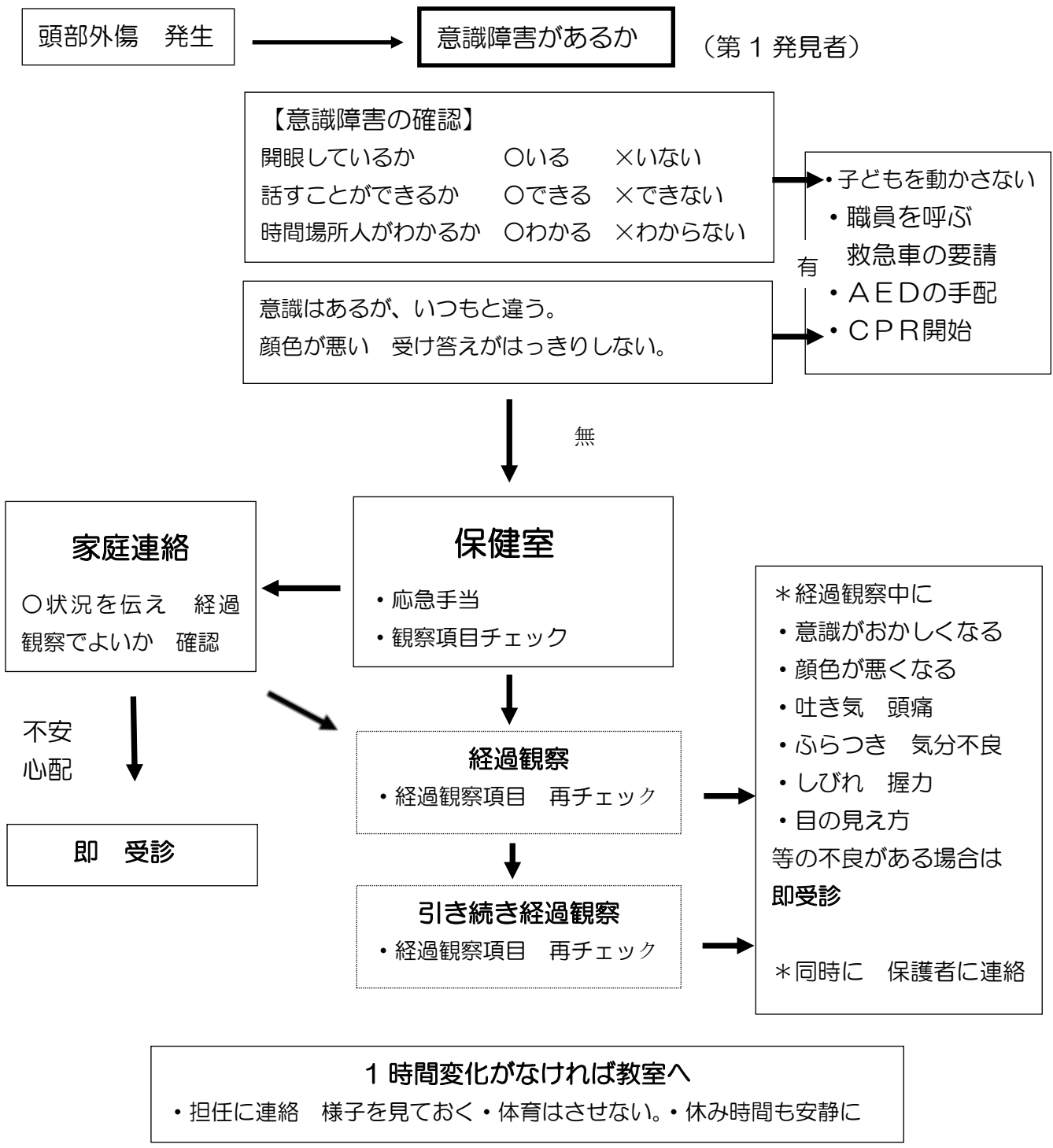


※首から上のケガは慎重に対応する

※相手がいる場合は、双方の家庭連絡および指導を。

緊急時の連絡先・・・保健調査票（職員室等）

# ○頭部外傷時の対応



**保護者に下校時の相談（大人から大人へ引き渡す）**

- 家庭でも経過観察
- 24時間は安静に（一人きりにしないように）
- 手当のお知らせ文書を連絡帳に貼る
- 帰宅後 異常が現れた場合は 受診

## 熱中症 対策と対応

### ●熱中症とは

- ・高温環境下で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能が破綻するなどして、発症する障害の総称
- ・死に至る可能性のある病態
- ・予防法を知っていれば防ぐことができる
- ・応急処置をしていれば救命できる

### ●熱中症予防（具体的対応基準）※測定タイミングは午前 10 時及び午後 1 時

気温が 30℃を超える場合や、気温は高くなくても体育・スポーツ活動では、熱中症予防の原則を踏まえた指導を心掛ける。

- ・ 31℃以上：嚴重警戒…激しい運動中止。積極的に休憩をとり、水分補給。
- ・ 35度以上：原則運動中止。

#### <環境>

- ・ 子どもたちが休憩時に日陰に入れるように配慮する。
- ・ 体育館使用時は、2階の窓を含め全ての窓を開ける。

#### <指導における配慮>

- ・ 健康観察を充分に行う

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 前日、睡眠を十分にとっているか | <input type="checkbox"/> 朝ごはんをしっかり食べているか |
| <input type="checkbox"/> 体調不良を訴えてないか     | <input type="checkbox"/> 下痢や嘔吐をしていないか    |
| <input type="checkbox"/> 覇気はあるか、顔色は良いか   | <input type="checkbox"/> いつもと違った様子はないか   |

- ・ 児童の既往症や当日の体調、疲労度などを加味した練習計画にする。

・ **休憩時間は、全ての子どもたちに水分補給するように指導する。**水筒を持ってきている子どもは、練習する近くに持参させる。必ず何人かは、持ってきていない子どもがいるので、その子どもたちが近くの水道で水分補給できる時間の確保をする。

- ・ 自分のクラスだけでなく、他のクラスの子どもの健康観察も適宜行う。学年対応が必要。

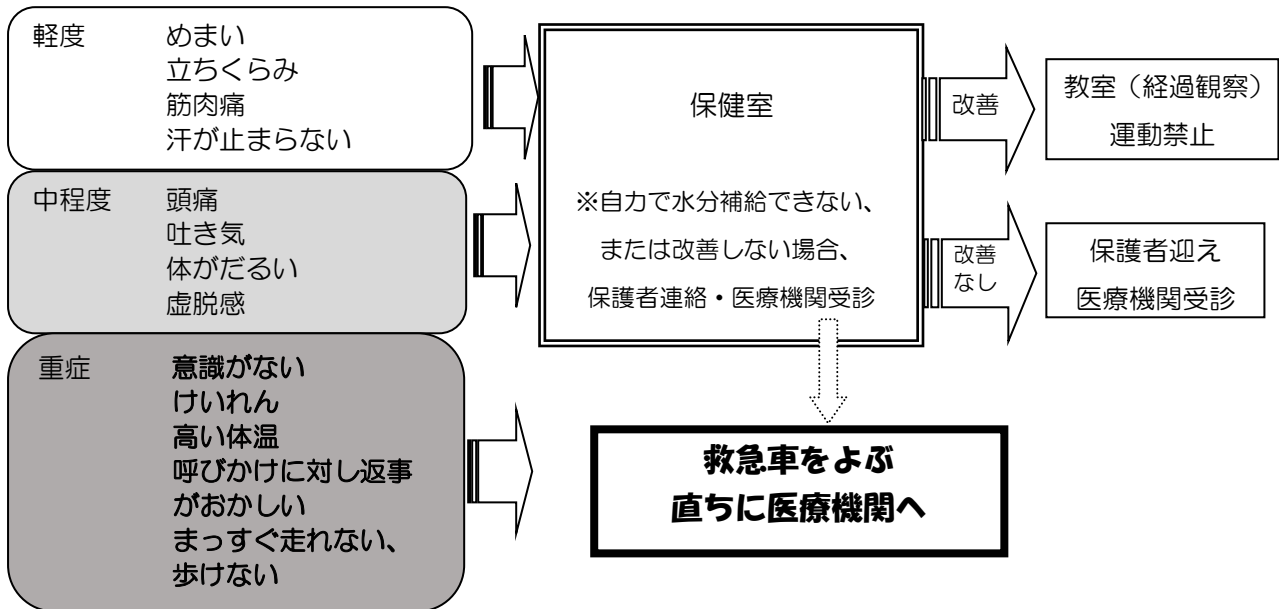
#### <子どもたちへの保健指導>

- ・ 熱中症について保健指導を行い、自分や友だちの体調の変化について、教師に伝えることができるよう指導する。
- ・ 外に出る時には、帽子をかぶるよう指導する。
- ・ 体育の前、中休み・昼休み前には、のどが渇いていなくても水分補給をするよう指導。
- ・ 睡眠や食事など生活全体の指導をする。
- ・ こまめに休憩をとる。15分～20分程度に1回を目安に日陰で休憩をする。

◎暑さに弱い人には特に注意する

- ・暑さへの耐性は個人差が大きい
- ・常に健康観察を行い、顔色、汗のかき方など状況に応じて運動を軽くすることや休憩させるなど無理をさせないようにする。

●熱中症の症状と対応場所



●熱中症を疑った時に行うこと

**涼しい環境への避難**

- ・風通しの良い日陰や、クーラーが効いている室内などに避難させる。その際、子どもだけにせず、必ず職員が観察をそばで行えるようにする。（保健室につれてくるのが望ましい）

**脱衣と冷却**

- ・衣服を脱がせて、体からの熱の放散を助ける。下着など緩めて、風通しを良くする。
- ・体温測定する（40度以上、熱射病の可能性。非常に危険）
- ・露出させた皮ふに水をかけたり、濡れタオルで拭いたりするなどし、うちわや扇風機で扇ぐ。
- ・脇の下、首の横側、大腿のつけ根には、体表近くに大きな静脈が流れているので、直接血管を冷やす。

**水分塩分の補給**

- ・冷たい水は、体内から体を冷やすのに有効。冷たい水でなくても、水道水で構わないので、水分補給の大切さを 児童一人一人が自覚し、積極的に水分をとれるように指導する。汗のかき方によっては、塩分の補給をする必要がある。
- ・軽症の熱中症の児童については、保健室に塩分タブレット・スポーツドリンク（冷蔵庫）を用意しているので飲ませる。

#### **医療機関へ搬送する**

・体を冷やしても改善がみられない場合や、自力で経口補水できない場合は、救急車で医療機関に搬送同時に、保護者にも連絡をする。

#### **保護者へ連絡する**

・軽い熱中症で、保健室で手当て・休養後に回復した場合も下校前に保護者に電話でその経過を伝え、帰宅後も注意するよう伝える。帰宅後の運動は控えるよう伝える。

#### **【環境指標について（PM2.5・熱中症など）】**

・その日の指標により、休み時間の過ごし方、体育、行事などは、担当者・管理職で協議。

## 下校後に不明になった児童への対応

### 【基本方針】

下校後や休日中の児童の行方不明事案については、保護者主体の対応（捜索・警察への通報等）を原則とする。学校は、保護者と連携し、可能な範囲で情報提供や捜索の協力をを行う。

<b>学童や放課後デイからの連絡で分かった場合</b> <b>※原則、保護者に連絡をしてもらう</b>	<b>保護者からの連絡で分かった場合</b> <b>※原則、警察に連絡してもらう</b>
①学年部、管理職に報告 ②学年部のうち一人が自宅へ行ってみる。 担任は、保護者へ連絡し、事実を伝え、行きそうなところを尋ねる。学年部は手分けして電話をかける。 ※使用する電話回線について ・主回線は、着信用に一つ空けておく。 ・発信専用機で電話する。 ③管理職は、市教委に第1報を入れる。	①学年部、管理職に報告 ②担任は、保護者に児童が行きそうなところを尋ねる。学年部は手分けして電話をかける。 ※使用する電話回線について ・主回線は、着信用に一つ空けておく。 ・発信専用機で電話する。 ③管理職は、市教委に第1報を入れる。
職員集合（集合の放送は、教頭が行う）	
④教頭または校長が、経緯を説明。必要に応じて学年部が補足する。 ⑤学年部ごとに二人組をつくり、児童を捜索する。 A 班：校舎内・沖1方面      B 班：金手方面      C 班：なかよし・フレッシュ方面 D 班：太陽・フレンド方面      E 班：青空・中央1方面 ※基本的に、A 班は1年 or 2年    B 班：3年    C 班：4年    D 班：5年    E 班：6年 ただし、不明になったのが1・2年以外の場合は、変更する。 ⑥見つかったら、学校（24-0706）へ連絡。学校から、学年部へ電話。学年ごとに学年部員に連絡。 ⑦学校へ戻り職員集合。学年部や管理職で状況を確認する。	
⑧児童の指導等（原則は家庭での指導。担任・学年部も後日、指導。）	

\*児童が見つからない場合は、担任が保護者へ連絡する。

①情報提供を求めるメール〈すぐーる〉を、全校・学校関係者に送ってよいか確認する。

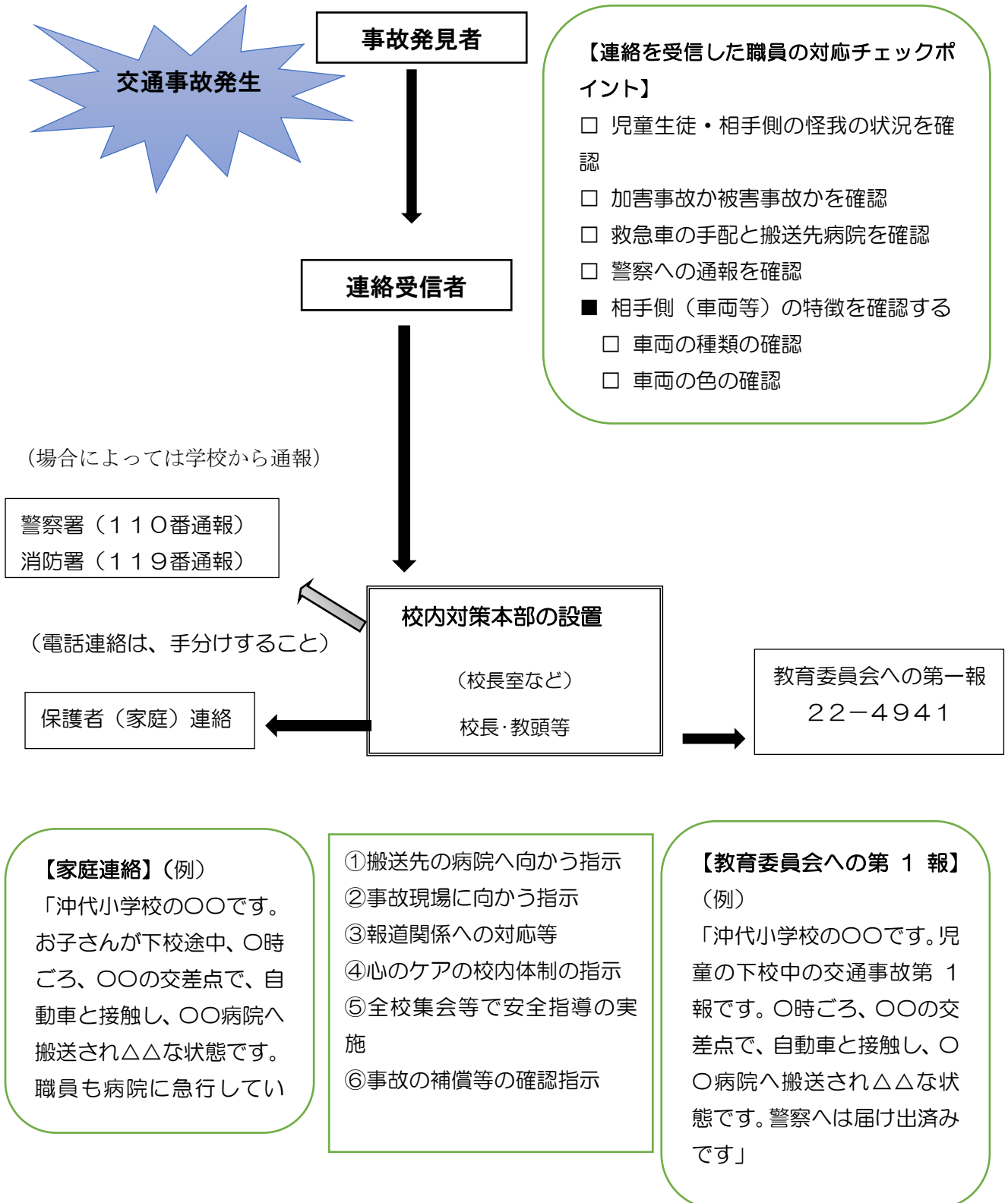
→送ってよい場合は、教頭または校長がメール〈すぐーる〉を送信する。

②メール〈すぐーる〉後に、何時まで待つかを保護者と話す。見つからない場合で警察に保護者が連絡をし

ていない場合は、再度、保護者に警察に連絡をするように促す。（②は、管理職）

\*写真台帳の作成。転入児童が未入力の場合は、早急に入れる。

# 登下校中の事故・危機管理マニュアル



時間帯	在校中	登下校中	在宅・外出中
判断者	校長が判断	児童生徒等が判断 公共交通機関が判断	保護者等が判断
Jアラート作動 (1) 弾道ミサイル発射		ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。 (総務省消防庁)	
屋外にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの建物の中、又は地下に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。</li> <li>・自転車乗車時は、直ちに下車し、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や地下に避難する。</li> <li>・公共交通機関利用時は、運行会社の指示で避難する。</li> </ul>		
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓から離れるか、窓のない部屋へ移動する。カーテンを閉め、ガラスの飛散を防止する。</li> </ul>		
自動車の車内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあるため、車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や地下に避難する。</li> <li>・スクールバスは安全が確保できる場所に止めて同様に避難する。避難が困難な場合は、窓より下に身をかがめ頭部を守る。</li> </ul>		



## (2) 弾道ミサイル通過

ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。(総務省消防庁)

**避難解除** → 安全に配慮して登校  
(登校してこない児童生徒の安全確認)

### 【学校が準備すること】

#### ①登下校中の見守り体制の構築

保護者や地域住民・見守りボランティア等に、登下校中の児童生徒に危険を知らせ、建物内へ避難誘導してもらうよう協力を依頼する。

#### ②児童生徒への指導の徹底

大分県ホームページにある国民保護ポータルサイト等の情報を活用し、避難訓練などの事前指導を徹底する。

## 弾道ミサイル落下の可能性有り

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。(総務省消防庁)

## (3) 弾道ミサイル落下

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。(総務省消防庁)

- ・口と鼻をハンカチで覆いながら、密閉性の高い建物の中、又は風上に避難する。  
(有害物質を吸引しない行動)

**臨時休業** → 自宅待機  
(在校中は、児童生徒の下校確認)

※臨時休業解除は、市教育委員会から通知

## 弾道ミサイル発射に係るJアラート作動時の臨時休業の判断について

中津市教育委員会

### 1 基本的な考え方

臨時休業の取扱いは、中津市学校管理規則により基本的には校長の判断によることとされているが、弾道ミサイルが発射される事態は極めて異例の状況と考えられることから、予め市教育委員会が基準を定めることとする。

### 2 Jアラートが作動した場合の判断及び学校の対応

#### (1) 弾道ミサイル発射の情報伝達

①在宅時は、自宅待機

②登下校中は、身近な遮蔽物に身を隠す行動をとり、その後の情報伝達により、  
下記(2)又は(3)の対応

#### (2) 弾道ミサイル通過の情報伝達

①児童生徒は、安全に配慮して登校

<学校>・登校してこない児童生徒の安全確認

#### (3) 弾道ミサイル落下の情報伝達

①臨時休業となるので自宅待機

<学校>・児童生徒の安全確認を行い、市教育委員会に報告

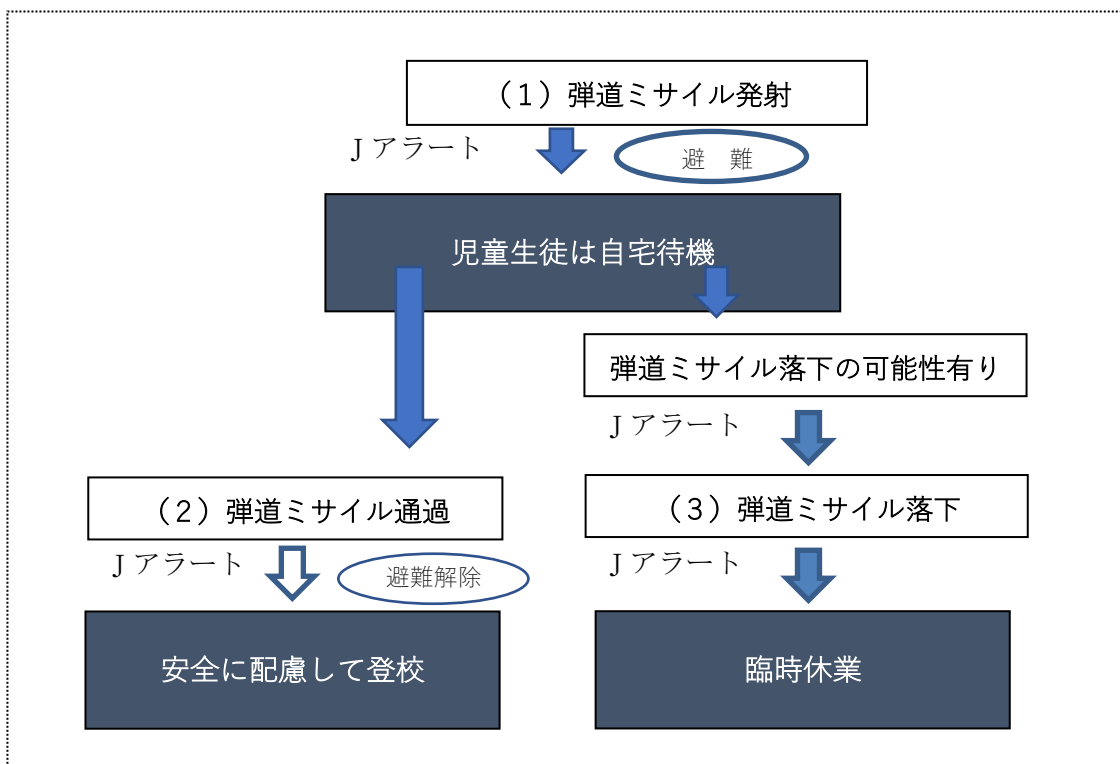
・在校中の場合も臨時休業とし、児童生徒の下校確認

※臨時休業の解除は、市教育委員会から通知

### 3 本市でJアラートが作動しない場合

通常登校を基本とするが、市教育委員会が通常の学校活動を行うことが危険と判断する場合は、臨時休業を判断し、通知することもある。

### 弾道ミサイル発射に係るJアラート作動時の対応について



## ・その他

### ○清掃時の事故（転落事故等）防止策

#### （1）未然防止のための指導事項

高所清掃の禁止：児童による2F以上の窓の外側、高い棚の上、踏み台が必要な高所の清掃は絶対に行わせない。

窓周辺の安全：窓枠に乗る、窓の外に身を乗り出す、窓付近でふざけ合う行為を厳禁とする。

#### （2）教職員の役割

- ・清掃開始前に、担当区域の危険箇所（窓の不具合）を点検する。
- ・特に窓際や階段付近（右側を歩く等）の児童の動きを注視し、指導する。

### ○南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」発表時の対応

#### （1）情報発表時の初動

放送等により、全校児童及び教職員に情報を周知し、落ち着いた行動を促す。  
校内および通学路の危険箇所を再点検し、避難経路を確保する。

#### （2）児童への対応

在校中の場合：授業を打ち切り、原則として、保護者への「確実な引き渡し」を行う。引き渡しが完了するまで、児童は学校で保護待機させる。

在宅中の場合：原則として臨時休業（休校）とする。市教委とも連絡を取り合う。

#### （3）学校運営の方針

発表から1週間を目安に、市教委の指示に基づき、教育活動の制限（給食の中止や短縮授業等）を判断する。家庭に対し、「すぐーる」等を用いて、避難準備や家庭での連絡体制の再確認を啓発する。